

専門委員からの意見（記述に関する意見）

(たたき台修正版 2005年2月10日)

我が国における牛海绵状脳症（BSE）対策に係る
 食品健康影響評価
 （~~座長・座長代理~~修正案）

2005年1月
 プリオン専門調査会

文言を追記：赤

文言の削除：見え消し（赤）

指摘箇所：下線部

新たに頂いたコメントは赤字で示します→

・この評価案は農水・厚労省の諮問に対する答申になるものです。諮問の内容は、(I)検査対象月齢の変更、(II)特定危険部位除去法、(III)飼料規制の実効性の強化、(VI)BSEに関する調査研究、の4項目に整理されていますが、リスク管理機関が各々の項目の関連性をどのように考えているかが明確にされていません。

まず、専門調査会および食品安全委員会が、狭義の「食品を介したBSEの人へのリスク」を評価するのか、それともBSEのeradicationあるいはcontrolを含めて人へのリスクを評価するのか、どちらを重視しているかを、明示する必要があるように思います（私は後者を念頭においてBSEのリスクを考えるべきと思っています。）

後者を重視した場合、(II)、(III)に加えアクティブサーベイランスの方法を関連さ、総合的に判断して、(I)の諮問に対する答申をする

1. はじめに

1. 1 経緯

- ・ 諮問が提出された背景
- ・ 諮問の内容と中間とりまとめの食い違いに関する議論
- ・ リスクコミュニケーションで出された意見（まとめ）

食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省より、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項13号及び同条第3項の規定に基づき、我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価（同法第11条第1項）¹⁾について意見を求められた（平成16年10月15日、関係書類を接受）。

プリオン専門調査会では、10月26日、11月16日、12月6日、12月22日、1月22日、○月○日の○回にわたって調査審議を行い、本報告書を取りまとめた。

1. はじめに

1. 1 食品健康影響評価の要請から報告書とりまとめにいたった経緯

食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省より、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項13号及び同条第3項の規定にもとづき、我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価（同法第11条第1項）¹⁾について意見を求められた（平成16年10月15日、関係書類を接受）。

要請された食品健康影響評価は、本調査会が我が国におけるBSE対策全般について検証した「中間とりまとめ」（本年9月公表）²⁾にもとづいて、両省が検討した結果まとめられたもので、以下の4項目から成っている。

- ① と畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号、以下「BSE特措法」という。）第7条第1項の規定に基づく検査対象となる牛の月齢の改正及び検査技術に係る研究開発の推進
- ② 特定危険部位（SRM）の除去の徹底
- ③ 飼料規制の実効性確保の強化
- ④ BSEに関する調査研究の一層の推進

これを受け、プリオン専門調査会は、10月26日、11月16日、12月6日、12月22日、1月21日、○月○日の○回にわたって調査審議を行い、本報告書を取りまとめた。

本調査会は、我が国における牛から人へのBSEプリオンの感染リスク及び対策によるリスク低減効果等を検討する目的で、我が国におけるBSE対策全般について検証し、既に本年9月に「中間とりまとめ」²⁾を公表するとともに、厚生労働省及び農林水産省に通知した。厚生労働省及び農林水産省は、この「中間とりまとめ」を受けてBSE対策の見直しについて検討を行い、①と畜場におけるBSE検

、という姿勢をより明確に打ち出すことが必要と思ひます。

・ BSE対策の最も重要な点は牛から牛への蔓延防止（飼料規制による「リスク排除」措置）であり、と畜場におけるSRM除去やBSE検査は牛から人への食品を介した「リスク低下措置」である。したがってとくに前者における管理措置が十分に行われることがBSE対策として一義的重要性をもつことを理解してもらう必要がある。このたたき台にはこの主旨が伝わるような構成と文言が必要であるが、残念ながら「はじめに」の部分に記載がなく、またリスク評価の基本的考え方の記述がない。

査、②特定危険部位（SRM）の除去の徹底、③飼料規制の実効性確保の強化、④BSEに関する調査研究の一層の推進の4項目についてBSE対策の見直しをとりまとめ、これらに係る食品健康影響評価の要請を食品安全委員会に対して行われた。

1. 2 審議開始にいたるまでの主な論点

1. 2. 1 「中間とりまとめ」案の座長及び座長代理一任後の検討の経緯

専門調査会で審議した「中間とりまとめ」案が本委員会で承認されるまでの経緯について、山内委員から疑問が提示された。これについて、吉川座長、金子座長代理、村上評価課長が、それぞれの立場から経緯説明を行った。まとめとして、吉川座長から透明性の確保に努力することが必要であるとの発言があった。

1. 2. 2 諸問の内容に関する主な議論

①BSE検査月齢の見直し

「中間とりまとめ」で勧告した点はSRMの除去、飼料規制、調査研究の3項目であった。山内委員から、BSE検査月齢の線引きは科学的根拠に欠けるとして勧告していなかったにもかかわらず、月齢見直しを諮問した目的についての質問があった。これに対して、厚生労働省は「中間とりまとめ」の結論部分の文言にもとづいて、科学的合理性を確保するためであると回答した。

この結論部分の文言は、座長一任後に追加されたものであった。この文言に関連して、金子座長代理から科学者と行政の立脚点の相違により異なる受け止め方がなされたこと、「中間とりまとめ」の作成作業を少し急ぎすぎた感のあったことを指摘する総括的発言があり、吉川座長からは、この総括を評価する発言があった。

品川委員は、月齢見直し後に3年間の経過措置があるにもかかわらず、諸問を急ぐ理由が不明であると発言した。これに対して、厚生労働省はこの経過措置が混乱回避を目的としたものと回答した。

山内委員と横山委員からは、月齢見直しの諸問は米国産牛肉輸入に関連したものと受け止められるとの発言がそれぞれあった。これに対して、厚生労働省は科学的合理性の確保であると回答した。米国産牛肉輸入の問題に関して、寺田委員長から、この問題は別件としてとりあげる予定との追加発言がなされた。

②トレーサビリティ

北本委員から、トレーサビリティには牛を育てる過程に加えて処理過程としてピッキングの有無を含めることが消費者とのコミュニケーションを図る手段として役立つこと、さらにこれをピッキング廃止の方向につなげるよう検討してほしいとの要望があった。これに対して農林水産省から、厚生労働省と連携して今後の検討課題にしたい旨の回答があった。

③飼料規制

吉川座長と山内委員から、肉骨粉の使用規制措置が行われた後の飼料流通の実態について調査する必要性が指摘された。

④ SRM除去とピッキング

山内委員からSRM管理の改善の具体的な内容を示すこと、山内および北本委員からピッキング廃止の具体的な目標を示すことが要望された

1. 2 審議方針の概略

- ・ 質問の各項目について、質疑応答（意見聴取）で提示された問題点の整理

評価方法：既知の事実の整理

定量的リスク評価の方法と限界

定性的リスク評価

- ・ 質問の検討開始にあたってのプリオン専門調査委員会の基本的理解

- ・ 審議の概要

- ・ リスクコミュニケーションで提起された問題点の検討

- ・ 見解の整理

定量的リスク評価、定性的リスク評価

リスクコミュニケーションでの意見

本評価報告は、要請された4項目のBSE対策の見直しに関して、厚生労働省及び農林水産省によって講じられたBSE関連施策（BSEサーベイランス、飼料規制、トレーサビリティ、と畜場におけるスクリーニング及びSRMの除去等）の効果も勘案し、科学的根拠に基づき総合的にリスク評価を行った結果である。なお、本調査会は、20ヶ月齢以下のみならず、延髄門部の異常プリオンたん白質が現在のBSE検査の検出限界量に達していない場合には、21ヶ月齢以上のBSE感染牛においても検出することができない点を指摘しておきたい。

- ・ 見解は複数併記もありうる。

- ・ 後から出てくるように、施策の効果がまだ評価されていない。このような中で「効果を勘案し、科学的根拠に」とは？また此處で言う科学的根拠とは何か、以下の文を見て判らなくなつた。

- ・ 効果の確認は時期尚早と結論づけている（後述）にも関わらず、その効果を勘案とは？農水省や厚労省の対策はリスク評価にあまり影響しないということ？

- ・ BSE関連施策の中には「

等」という言葉を使わず、すべてを記載するべきではないか。両省から提出された資料について検討した結果であることがわかるようにするべきではないか。BSEサーベイランスについても詳しく記載すべき。疑似患畜等のリスク牛および死亡牛検査を追記すべき。

- ・意見交換会で出された意見を盛り込んでいくべき。「その中で・・・」以降のパラグラフは、削除し、意見交換会で出された主な意見を別紙とする。(第19回プリオン専門調査会コメント)

また、食品安全委員会では、プリオン専門調査会などにおける議論の参考とするため、並びに広く関係者の意見を議論に反映させていくため、厚生労働省、農林水産省、都道府県などの協力を得て、全国各地で意見交換会を実施し、これまでに47都道府県50会場で意見交換会を開催した。

その中で、SRM(特定危険部位)除去や飼料規制の徹底、検査技術や発症メカニズム等の調査研究の推進を望む声があったほか、BSE検査の月齢の見直しに関しては、BSEの科学的不確実性やBSEに対する不安、牛肉消費に対する懸念等から全頭検査の継続を支持する意見があった一方、全頭検査から20ヶ月齢以上の牛への見直しを支持する意見に分かれた。さらに、意見交換会を通して我が国のBSEリスクについて理解できたとする意見や米国産牛肉の輸入問題については、食品安全委員会でリスク評価を行うべき等の意見があった。

1. 3 審議の基本方針

わが国におけるBSE対策は①BSE汚染実態の把握(アクティブ・サーベイランス)、②農場における牛の間でのまん延防止(飼料規制)、③農場における生産履歴の管理(トレーサビリティ・システム)、④屠畜場におけるリスク低減措置(BSE検査による感染牛の排除、特定危険部位(SRM)の除去、安全な解体法)から成り立っている。審議にあたっては、これらの対策の実効性を検証し、総合的な判断を行うこととする。

具体的な審議の方針としては、以下の点が了承された。

- ①月齢見直しの事項は2001年の飼料規制後に生まれた牛についてのリスク評価ととらえる。
- ②月齢見直しに伴うリスクの変動の検討は、定性的リスク評価と定量的リスク評価の両面から行う。
- ③定量的リスク評価では、これまでに得られている科学的事実を整理した上で、評価モデルを作成して検討する。その際に、評価における問題点、評価の限界などを明記し、得られた数字が一人歩きをしない配慮が必要である。
- ④リスク評価の結果は見解にまとめる。この見解には複数併記もありうる。

- ・「了承された」は提案され、反対意見は出ていないのが現状。